

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見 進
(公印省略)

令和3(2021)年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)〔「基盤研究(C)」及び「若手研究」における独立基盤形成支援(試行)〕の交付内定について(通知)

独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)が交付を行う令和3(2021)年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)について、別添「令和3(2021)年度交付内定一覧(独立基盤形成支援 追加配分)」(以下「内定一覧」という。)のとおり交付内定をいたしましたので通知します。

ついては、内定一覧の内容を各研究代表者に通知するとともに、研究代表者がこれにより助成金の交付を希望する場合には、下記の関係書類を提出してください。

記

I 提出書類及び提出期限

「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の内容を確認した上で、下記の提出書類を別紙1の方法により取りまとめ、日本学術振興会研究助成企画課に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	作成者	提出期限
(1) 必ず提出する書類		
① 変更交付申請書の提出書	研究機関	7月12日(月)
② 変更交付申請書	研究代表者	
③ 支払請求書(表紙)	研究機関	
④ 交付申請書等の写し(※1)	研究代表者	
⑤ 支払請求書	研究代表者	
(2) 必要に応じ提出する書類		
⑥ 変更交付申請の辞退届	研究機関	7月9日(金)
⑦ 間接経費の辞退届		

※1 直接経費使用内訳変更を行っている場合にはそれに係る変更承認申請書の写しを、交付申請書の写しと合わせて提出してください。

II 提出書類の作成について

今回の交付内定に伴う変更交付申請手続きについては、科研費電子申請システムからダウンロードした様式により作成し、1つのPDFファイルにまとめた上で、電子申請システムのアップロード機能を利用して提出期限までに提出してください。提出書類については、内容の確認等を行った上で提出してください。

※印刷物の郵送による提出は不要です。

III 留意事項

1. 交付条件については、今年度当初の交付決定時に送付したものから変更はありません。
2. 独立基盤形成計画調書に記載した研究基盤整備(I)に計上した経費については、「基盤研究(C)」又は「若手研究」の研究課題の遂行に必要な研究基盤整備費用であることを確認してください。

3. 今回の独立基盤形成支援については、「基盤研究(C)」又は「若手研究」の支援対象者に対して、所属する研究機関が実施する研究基盤整備のために措置するものです。そのため、当初交付している「基盤研究(C)」又は「若手研究」の直接経費と合算して使用することはできませんので、ご注意ください。
4. 今回の交付内定を受けた研究代表者が、変更交付決定後に所属する研究機関を異動する場合、独立基盤形成支援に係る追加配分の執行を停止し、未使用額の返還の手続きをとることになります。
5. 本内定通知日以降直ちに必要な契約等を行って差し支えありませんので、交付申請を行う各研究代表者に周知願います。必要な経費は、助成金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて助成金受領後に精算してください。また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。
6. 変更交付決定については8月上旬頃、送金については9月中旬頃に行う予定です。
7. 変更交付申請書及び支払請求書に含まれる個人情報、補助金又は助成金の交付等業務のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する予定です。
※【参考：内閣官房 政府標準利用規約(第2.0版)の概要】
URL：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl2_betten_1_gaiyou.pdf
8. 変更交付申請書の提出後から変更交付決定までの間に研究代表者に異動等があった場合、速やかに「IV 提出先・問合せ先」に連絡してください。

IV 提出先・問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成企画課
TEL 03-3263-0964

(添付書類)

- 別添「令和3(2021)年度交付内定一覧(独立基盤形成支援 追加配分)」
- 別紙1「変更交付申請書等の取りまとめ方法」
- 別紙2「変更交付申請書等(独立基盤形成支援)の提出マニュアル」
- 参考1「科研費振込口座の開設及び登録(修正)について」